

22 直接国税犯則事件

(1) 起訴事件数及び有罪に係る人員、金額

区 分		起 訴 事 件											区 分	
		前年度からの 繰 越 未 決	本 年 度 の 起 訴	計	有罪に係る人員及び金額									
					有 罪	無 罪	公 訴 権 減	未 決	懲 役 刑 を 科 せ ら れ た の 人 員	罰 金				
										人 員	金 額			
申 告 所 得 税	外	件 -	件 -	件 -	件 -	件 -	件 -	件 -	件 -	人	内	人(社)	千円	申 告 所 得 税
		-	-	-	-	-	-	-	-	-		-	-	
法 人 税	外	-	-	-	-	-	-	-	-		内	-		法 人 税
		1	2	3	2	-	-	1	2	2		2	17,000	
そ の 他	外	-	-	-	-	-	-	-	-		内	-		そ の 他
		-	1	1	-	-	-	1	-	-		-	-	
合 計	外	-	-	-	-	-	-	-	-		内	-		合 計
		1	3	4	2	-	-	2	2	2		2	17,000	

調査期間：令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間における実績を示した。

- (注) 1 外書は、上級審からの差戻し件数である。
 2 内書は、懲役刑に罰金刑が併科されたものである。
 3 「その他」は、相続税、源泉所得税及び消費税である。

(2) 犯則者違反行為別件数

申告所得税			法人税			その他		
該当条項	件数		該当条項	件数		該当条項	件数	
第 238 条	外	件 -	第 159 条	外	件 -	脱税犯規定	外	件 -
		-			2			-
第 243 条 〔平成 22 年度 改正前の 244 条を含む。〕	外	件 -	第 163 条 〔平成 22 年度 改正前の 164 条を含む。〕	外	件 2	両罰規定	外	件 -
		-			-			-
合 計	外	件 -	合 計	外	件 2	合 計	外	件 -
		-			2			-

(注) 1 この表は、「(1) 起訴事件数及び有罪に係る人員、金額」の「有罪件数」のうち脱税犯の件数の内訳を示したものである。

2 外書は、脱税犯規定の適用のほか、両罰規定も適用された件数である。

3 「その他」は、相続税、源泉所得税及び消費税である。

23 間接国税犯則事件

(1) 検挙及び処理状況

区 分			酒 税							揮発油税及び地方揮発油税				石油ガス税			区 分		
			免 許 者		非免許者	小計	犯 則 者 が 判 明 し な い も の	計	ほ脱犯	秩序犯	計	地方 揮発油税分	ほ脱犯	秩序犯	計				
			酒 類 等	酒 類 等															
要件 処理数	前 年 度 か ら の 済		外	件	件	件	件	件	件	件	件	件	件	件	件	件	前 年 度 か ら の 済	要件 処理数	
	繰越 処 理 未 済		外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-			繰越 処 理 未 済
検 挙	検 挙		外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	検 挙		
	検 挙		外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-			
処 理 済 件 数	通 告 処 分		外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	通 告 処 分	処 理 済 件 数	
	告 発	犯 則 事 件 員	外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-			犯 則 事 件 員
		そ の 他	外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-			
	通 知 処 分		外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-			通 知 処 分
	不 告 発		外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-			
	処 分 権 消 滅		外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-			処 分 権 消 滅
本 年 度 未 済 件 数			外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	本 年 度 未 済 件 数		
犯 則 に 係 る 額			外	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円		犯 則 に 係 る 額	
通 告 処 分 額			外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	通 告 処 分 額		
罰 金 相 当 額			外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		罰 金 相 当 額	

調査対象等：令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間における間接国税の犯則事件について示した。

- (注) 1 件数は1事件、1通告又は1通知ごとに1件として掲げた。
2 外書は、共犯による犯則事件及び両罰規定を適用した犯則事件について、主たる者以外の者及び行為者の件数である。

(1) 検挙及び処理状況 (続)

区 分			石 油 石 炭 税			たばこ税及びたばこ特別税				印紙税	航 空 機 燃 料 税	電 源 開 発 促 進 税	国 際 観 光 旅 客 税	合計	区 分	
			ほ脱犯	秩序犯	計	ほ脱犯	秩序犯	計	たばこ 特別税分							
要件 処理数	前 年 度 か ら の 繰 越 処 理 未 済	外	件	件	件	件	件	件		件	件	件	件	件	前 年 度 か ら の 繰 越 処 理 未 済	要件 処理数
	検 挙	外	-	-	-	-	-	-		-	-	-	-	-	検 挙	
処 理 済 件 数	通 告 処 分	外	-	-	-	-	-	-		-	-	-	-	-	通 告 処 分	処 理 済 件 数
	告 犯 則 事 件 職 調 査 員	外	-	-	-	-	-	-		-	-	-	-	-	告 犯 則 事 件 職 調 査 員	
		外	-	-	-	-	-	-		-	-	-	-	-	告 犯 則 事 件 職 調 査 員	
	発 そ の 他	外	-	-	-	-	-	-		-	-	-	-	-	発 そ の 他	
		外	-	-	-	-	-	-		-	-	-	-	-	発 そ の 他	
	通 知 処 分	外	-	-	-	-	-	-		-	-	-	-	-	通 知 処 分	
	不 告 発	外	-	-	-	-	-	-		-	-	-	-	-	不 告 発	
	処 公 訴 権 消 滅	外	-	-	-	-	-	-		-	-	-	-	-	処 公 訴 権 消 滅	
		外	-	-	-	-	-	-		-	-	-	-	-	処 公 訴 権 消 滅	
	本 年 度 未 済 件 数	外	-	-	-	-	-	-		-	-	-	-	-	本 年 度 未 済 件 数	
犯 則 に 係 る 額	犯 税	外	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	犯 則 に 係 る 額	犯 税
		外	-	-	-	-	-	-		-	-	-	-	-	犯 則 に 係 る 額	
通 罰 科 金 相 当 分 額	通 罰 科 金 相 当 分 額	外	-	-	-	-	-	-		-	-	-	-	-	通 罰 科 金 相 当 分 額	通 罰 科 金 相 当 分 額
		外	-	-	-	-	-	-		-	-	-	-	-	通 罰 科 金 相 当 分 額	

調査対象等：令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間における間接国税の犯則事件について示した。

(注) 1 件数は1事件、1通告又は1通知ごとに1件として掲げた。

2 外書は、共犯による犯則事件及び両罰規定を適用した犯則事件について、主たる者以外の者及び行為者の件数である。

(2) 通告処分及び履行状況

区 分			酒 税				揮 発 油 税			石 油 ガ ス 税			石 油 石 炭 税			た ば こ 税			合 計	区 分	
			免 許 者		非免許者	計	ほ脱犯	秩序犯	計	ほ脱犯	秩序犯	計	ほ脱犯	秩序犯	計	ほ脱犯	秩序犯	計			
			酒類等製造者	酒類販売業者																	
要履行件数	前年度からの繰越履行未済	外	件	件	件	件	件	件	件	件	件	件	件	件	件	件	件	件	件	前年度からの繰越履行未済	要履行件数
		外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
		外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
	通 告 処 分	外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	通 告 処 分	
外		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-			
履行等件数	通に告よる履行発	外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	通に告よる履行発	履行等件数
		外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
		外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
	通 告 履 行	外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	通 告 履 行	
外		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-			
本 年 度 未 履 行 未 済 件 数	通 告 履 行 罰 科 金 額 相 当	外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	通 告 履 行 罰 科 金 額 相 当	
		外	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円		

調査期間：令和2年4月1日から令和3年3月31日

(注) 1 外書は、共犯による犯則事件及び両罰規定を適用した犯則事件について、主たる者以外の者及び行為者の件数である。

2 「揮発油税」には地方揮発油税、「たばこ税」にはたばこ特別税を含む。

3 税関分は含まない。

(3) 酒税の違反行為別検挙の状況

区 分	免 許 者												非免許者			計			左 の 計 の う ち 密 輸 入 酒 類 に 係 る も の				
	酒類製造者			酒母、もろみ製造者			酒類卸売業者			酒類小売業者													
	件数	犯則数量	税額	件数	犯則数量	税額	件数	犯則数量	税額	件数	犯則数量	税額	件数	犯則数量	税額	件数	犯則数量	税額	件数	犯則数量	税額		
第 54 条	件	ℓ	kg	千円	件	ℓ	kg	千円	件	ℓ	kg	千円	件	ℓ	kg	千円	件	ℓ	kg	千円	件	ℓ	千円
第 55 条	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
第 56 条 第 1 項 第 1 号	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
第 56 条 第 1 項 第 2 号	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
第 56 条 第 1 項 第 3 号	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
第 56 条 第 1 項 第 4 号	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
第 56 条 第 1 項 第 5 号	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
第 56 条 第 1 項 第 6 号	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
第 56 条 第 1 項 第 7 号	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
第 58 条	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
合 計	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
犯則者が判明しないもの	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

調査期間：令和2年4月1日から令和3年3月31日

(注) 1 「(1) 検挙及び処理の状況」について、違反行為別検挙の状況を示したものである。

2 外書は、共犯による犯則事件及び両罰規定を適用した犯則事件について、主たる者以外の者及び行為者を示す。

3 外書の括弧書きは、2以上の違反条項に該当する犯則事件について、主たる条項以外の条項に該当する件数を示す。

(4) 酒税以外の間接税の違反行為別検挙の状況

揮 発 油 税		地 方 揮 発 油 税		石 油 ガ ス 税		石 油 石 炭 税		た ば こ 税	
該 当 条 項	件数	該 当 条 項	件数	該 当 条 項	件数	該 当 条 項	件数	該 当 条 項	件数
第27条第1項第1号	件 -	第15条第1項第1号	件 -	第27条第1項第1号	件 -	第23条第1項第1号	件 -	第27条第1項第1号	件 -
〃 第2号	-	〃 第2号	-	〃 第2号	-	〃 第2号	-	〃 第2号	-
第27条第3項	-	第15条第3項	-	第27条第3項	-	第23条第3項	-	第27条第3項	-
第28条第1号	-	第16条第1項	-	第28条第1号	-	第24条第1号	-	第28条第1号	-
〃 第2号	-			〃 第2号	-	〃 第2号	-	〃 第2号	-
〃 第3号	-			〃 第3号	-	〃 第3号	-	〃 第3号	-
〃 第4号	-			〃 第4号	-	〃 第4号	-	〃 第4号	-
〃 第5号	-			〃 第5号	-	〃 第5号	-	〃 第5号	-
〃 第6号	-			〃 第6号	-	第25条第1項	-	第29条第1項	-
第29条第1項	-			第29条第1項	-				
合 計	-	合 計	-	合 計	-	合 計	-	合 計	-

た ば こ 特 別 税		印 紙 税		航 空 機 燃 料 税		電 源 開 発 促 進 税		国 際 観 光 旅 客 税	
該 当 条 項	件数	該 当 条 項	件数	該 当 条 項	件数	該 当 条 項	件数	該 当 条 項	件数
第21条第1項第1号	件 -	第21条第1項第1号	件 -	第19条第1項第1号	件 -	第12条第1項	件 -	第24条第1項	件 -
〃 第2号	-	〃 第2号	-	〃 第2号	-	〃 第3項	-	第25条第1号	-
第21条第3項	-	第22条第1号	-	第19条第3項	-	第13条第1号	-	〃 第2号	-
第22条第1号	-	〃 第2号	-	第20条第1号	-	〃 第2号	-	〃 第3号	-
〃 第2号	-	〃 第3号	-	〃 第2号	-	第14条第1項	-	第26条第1項	-
第23条第1項	-	〃 第4号	-	第21条第1項	-				
		第23条第1号	-						
		〃 第2号	-						
		〃 第3号	-						
		第24条	-						
合 計	-	合 計	-	合 計	-	合 計	-	合 計	-

調査期間：令和2年4月1日から令和3年3月31日

(注) 1 この表は、「(1) 検挙及び処理の状況」について、違反行為別検挙の状況を示したものである。

2 外書は、共犯による犯則事件及び両罰規定を適用した犯則事件について、主たる者以外の者及び行為者を示す。

3 外書の括弧書きは、2以上の違反条項に該当する犯則事件について、主たる条項以外の条項に該当する件数を示す。